

第3章 歴史的風致維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

本町は、「添田町歴史的風致維持向上計画」（計画期間：平成26年度（2014）～令和5年度（2023））に基づき、「英彦山」の国の史跡の指定や歴史的風致形成建造物の指定、重要文化財の中島家住宅、英彦山神宮参道等の保存整備、英彦山神宮参道の修景整備等によるまち並み環境の向上、町の歴史や歴史文化遺産を紹介する「歴史テキスト」の作成、小学校での学習など、10年間にわたり歴史的風致の維持向上に取り組んできた。

その結果、中島家住宅の公開活用が進むなど、第1期計画策定当時の観光入込客数は徐々に増加の兆しも窺える。

しかし、保存整備が進められた中島家住宅の活用を促す環境整備、文化財指定が進められた国の史跡「英彦山」や国の名勝「英彦山庭園」の整備、歴史を伝える歴史資料館の整備など、第1期計画の事業成果をより高める取組が必要となっている。また、第1期計画で実現できなかった事業など、取組が十分ではない。

（1）歴史と伝統を反映した人々の活動に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史と伝統を反映した人々の活動は、松会祈年祭や各地の神幸祭等の祭礼、これら祭礼時に奉納されている神楽等の民俗芸能として、今日も地域に息づいている。

しかし、本町の各集落に受け継がれている祭礼や芸能等の歴史と伝統ある活動は多く残されているものの、実態把握調査が実施されていないものも存在するため、その祭り行事の種類や内容について十分な把握がなされていない。

また、祭礼や民俗芸能は、担い手である地域住民の活動の継承に対する使命感やボランティア精神に頼る部分が多い。新型コロナウイルスの感染拡大を契機にこれら活動の中止を余儀なくされ、活動継続の機運が低下しつつある。従来からの課題であったコミュニティ意識の希薄化や担い手の減少等とあいまって、活動の継承が危惧されている。

（２）歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、前述の通り指定文化財である建造物の他に、指定文化財以外の建造物も多数存在しており、これらが今日も受け継がれていることで本町の歴史的風致を形成している。

重要文化財である中島家住宅は、主屋や蔵の保存修理事業により公開活用が可能となったが、岩石山を借景する庭園は植栽の繁茂などにより本来の姿が損なわれた状態にある。

指定文化財以外の建造物には、英彦山に点在する神社・窟等の歴史的建造物や英彦山神宮門前町を形成する宿坊やかつての旅館建築、日田道に建ち並ぶ旧商家や町家等、そして英彦山詣でに係る神社等のさまざまな歴史的建造物がある。しかし、英彦山門前町にある宿坊や旅館建築、日田道沿いの歴史的建造物は年々減少し、今日残されている建造物も損傷が進行することで、その歴史的風致が失われつつある。神幸祭や民俗芸能の活動の場となる神社等の歴史的建造物も損傷が進行している。

（３）歴史的建造物を取り巻く環境に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物を取り巻く環境は、英彦山神宮門前町や添田本町において今日も色濃く引き継がれている。

英彦山門前の参道沿いは、参道の修景整備事業により趣が感じられるようになった一方で、参道中腹に位置する拠点施設となるスロープカー花駅は経年劣化などにより景観が損なわれつつある。

また、英彦山門前町では参道沿いの町割りを構成する石垣が近代的な擁壁となったり、添田本町では伝統家屋の減少に伴って伝統様式でない住宅が増加し、その歴史的風致が感じにくくなりつつある。

維持管理においても、歴史的建造物やその周辺環境では、草刈りなどの日常的な維持管理が行き届いておらず、歴史的風致が阻害されている。

（４）歴史的風致の認識に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町固有の資源であり、観光業を主施策の一つとして力を入れている本町の大切な資源でもある。また、歴史的風致は、町民のみならず他市町村からも人々が訪れ、その歴史的風致が認識されることで維持向上するものであり、認識されることで活動主体の意識向上にもつながり、総じて町の活性化に寄与するものである。そのため町内外に対して、歴史的風致の認識を高めることは重要である。

本町では、老朽化した公共サインの再整備を進めているものの、未設置の歴史的建造物も少なくなく、十分とはいえない状況にある。

また、町外から訪れる観光客に対して、観光マップ等を作成し、添田駅や彦山駅等の公共交通結節点や、道の駅歓遊舎ひこさんや修験道館等の多くの人が訪れる場所に置いているが、歴史的風致に関する情報量が少ないことや、来訪しにくい場所にあること等から、町内外の歴史的風致に対する意識の低下にも繋がっている。

歴史的風致の認識向上に向けては、公開イベント等によりこれまで周知・啓発を図ってきたが、若年層をはじめ十分とはいえない状況にある。

2. 上位関連計画の状況と関連性

本計画は、令和3年3月に策定された「添田町第6次総合計画」に即し、平成30年3月に改訂された「添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想」に即した計画である。

また、筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や添田町観光戦略等の関連計画と連携・調整を図りながら、本計画に基づき歴史的風致の維持向上に資する各種事業等を展開・推進する計画と位置づける。

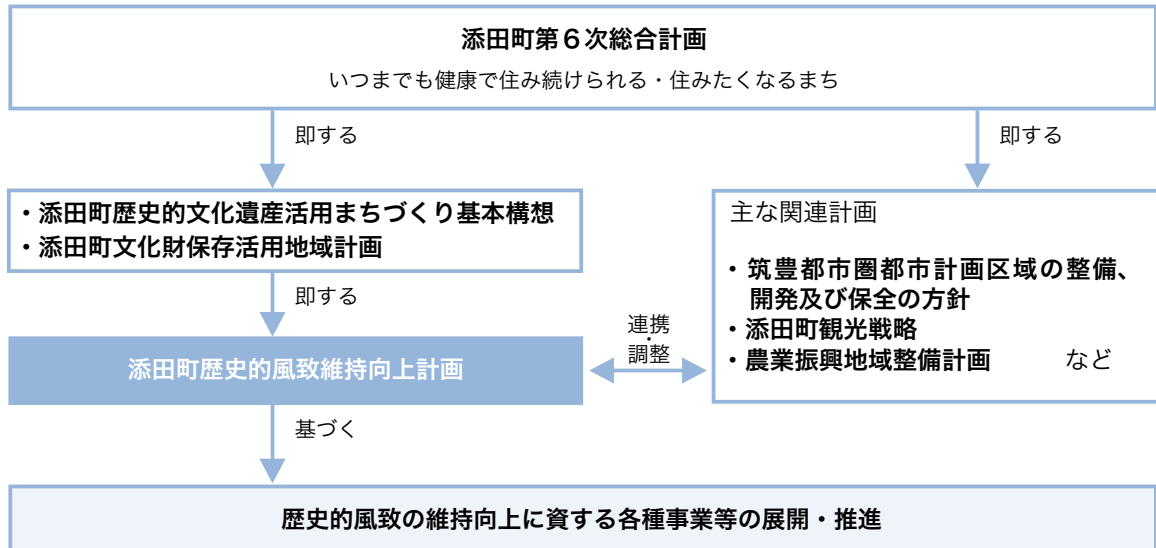


図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係

(1) 添田町第6次総合計画

令和3年(2021)3月に策定された、本町の最上位計画である添田町第6次総合計画は、「いつまでも健康で住み続けられる・住みたくなるまち」を町の将来像に、下図に示すような施策体系で構築されており、令和12年度までを計画期間と定め、今日まで計画の運用を図っている。

本計画においては、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けた施策として「歴史文化遺産の継承と活用」が示され、「歴史的風致維持向上計画を推進する」が位置付けられている他、「歴史文化遺産の継承と周知を図る」、「有形文化財等の保存と活用を推進する」といった取組方針が示されている。これらの実現による達成目標(10年後に達成したい姿)として、「歴史文化の保存活用を通じ、人々の交流と郷土愛が醸成されています。」を掲げている。また、「調和の取れた土地利用と良好な景観形成」として、「美しい景観づくりを推進する」、「公園及び緑地を維持管理する」が示されている。

その他、「人が集まり賑わうまち」の実現に向けた施策として「観光の振興」が示され、英彦山を中心とした取組方針が示されている。

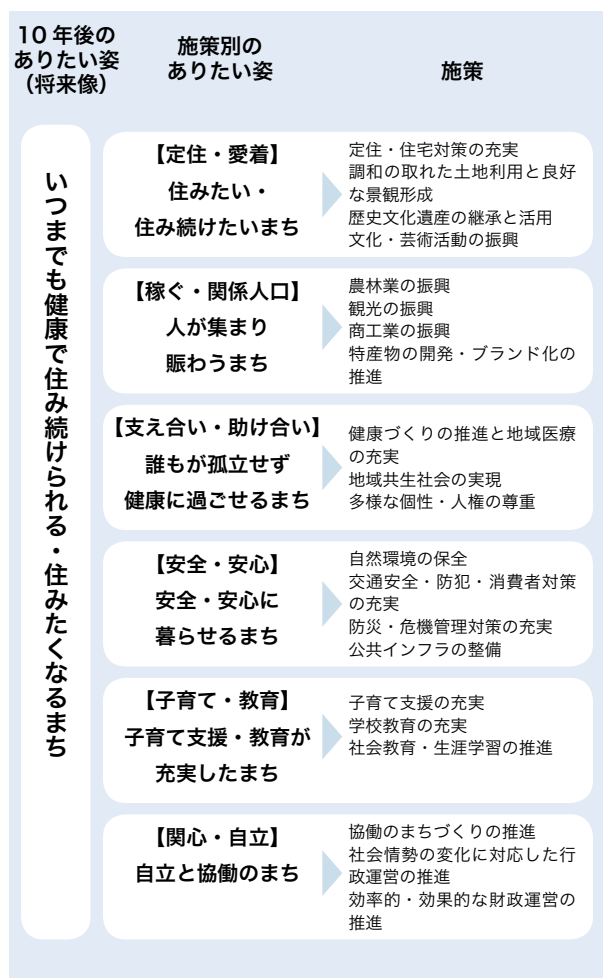


図 第6次総合計画の構成

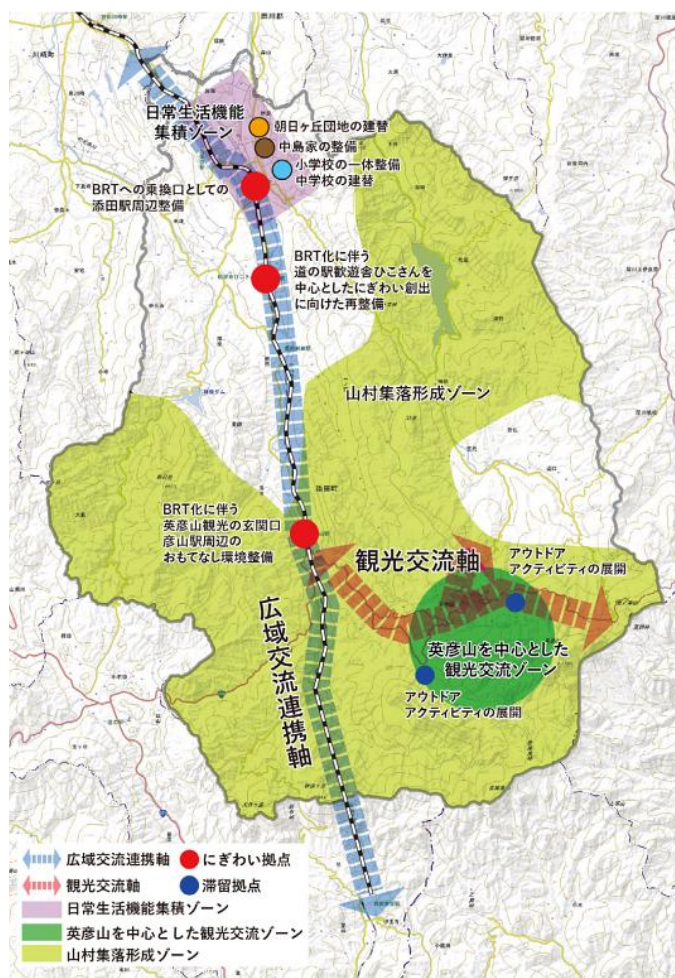


図 土地利用構想

（２）添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想

添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想は、添田町第５次総合計画を推進するため、本町が有する数々の歴史遺産を活用し、まちの活性化へつなげていくことを目的に、平成２４年（２０１２）３月に策定された。

しかし、その後、平成２６年（２０１４）６月の「添田町歴史的風致維持向上計画」の認定と併せ、観光庁において「明日の日本を支える観光ビジョン（平成２８年（２０１６）３月策定）」など、従来の文化財保護施策だけでなく、活用にも力点を置いた施策が位置付けられ、基本構想の策定後、「歴史的文化遺産の保存活用を通じたまちづくり」を取り巻く情勢が変化したことに伴い、平成３０年（２０１８）３月に基本構想の改定を行った。

改定後の本構想では、「歴史的文化遺産の価値を堅実に保存」、「歴史的文化遺産の魅力を積極的に活用」及び「官民連携による歴史的文化遺産の保存活用」の３つの基本方針とそれを実現するため７つの実施方針を定め、町内において、歴史的文化遺産の集積状況やそれらの周辺環境が一体となった価値の形成状況等を鑑み、「英彦山地区」と「添田本町等地区」を重点的に取り組む地区として位置付けている。

「英彦山地区」においては、「英彦山関連文化財群の保存活用による観光・交流を通じて英彦山門前町を再興」を掲げ、「国の史跡「英彦山」の保存活用計画の策定」と「宿坊等を活用した観光プランの開発」と併せ、「宿坊等の公開活用に向け、官民連携の保存活用体制構築」を図ることとしている。

「添田本町等地区」においては、「英彦山参詣で発展した関連文化財群の保存活用による交流・文化的生活を通じてまちの豊かさを向上」をテーマとして、現在取り組んでいる重要文化財の中島家住宅の保存修理後における活用に向け、地元まちづくり団体等と協議・調整を図り、建造物の価値の発信、地域の交流拠点等の検討を進めることとしている。

なお、これらに取り組むことにより、「保存活用計画策定を通じた計画的な文化財の保護の推進」とともに、「地域の歴史まちづくり組織の設立」などの効果も併せて期待できる。

第１章 基本構想の目的、位置づけ

- １．基本構想の目的
- ２．基本構想の位置づけ
- ３．基本構想の対象地
- ４．基本構想の構成

基本構想の概要を示す、基本構想の目的、位置付け、対象地、構成を整理。

第２章 地域の歴史文化の特徴

- １．自然的環境
- ２．歴史的環境
- ３．社会的環境
- ４．歴史的文化遺産の整理

添田町が有する歴史文化の特徴について、自然、歴史、社会の視点から整理するとともに、歴史文化を物語る歴史的遺産を整理。

第３章 歴史まちづくりの基本的な方針

- １．歴史まちづくりの現状と課題
- ２．歴史まちづくりの目標
- ３．基本方針
- ４．本町の関連文化財群

歴史まちづくりを進める上での現状と課題を整理し、歴史まちづくりの今後の目標と基本方針を設定。
歴史まちづくりとして活用する、添田町が有する歴史的文化遺産の相互の関係性（テーマ）を「関連文化財群」として設定。

第４章 歴史まちづくりの進め方

- １．歴史文化保存活用区域
- ２．保存活用計画

歴史まちづくりを進める上での保存活用区域の設定の考え方、保存活用計画の策定の考え方を整理。
添田町が重点的に進めるべき区域、計画を設定。

図 添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想の構成

（３）添田町文化財保存活用地域計画

「文化財保存活用地域計画」は、文化財保護法第 183 条の 3 に規定される法定計画である。この計画は、自治体において将来的なビジョンや取組みの具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランであり、これに従って計画的に取組みを進めることにより、継続性と一貫性のある文化財の保存・活用の促進が期待される。また、取組みの方向性を計画として広く周知し、町民や関係者の理解と協力を得ることにより、より充実した文化財の保存・活用を図ることが可能となる。本町は、文化財を取り巻く社会情勢を踏まえ、町民や関係者と協働で文化財を保存・継承し、本町固有の文化財を他分野にも積極的に活用していくことを目的に、「添田町文化財保存活用地域計画」を作成し、令和 7 年（2025）12 月に文化庁の計画認定を受けた。

添田町文化財保存活用地域計画では、添田町の歴史文化の特性として 7 つを挙げ、それらを踏まえて添田町の将来像を「英彦山とつながる歴史文化と人の営みを通じた、交流と活力のあふれるまち」とし、将来像の実現に向けた基本的な 4 つの柱を「（１）文化財の調査」、「（２）文化財の保存」、「（３）文化財の活用」、「（４）文化財の保存・活用の体制」として整理し、文化財の保存・活用を推進することとしている。

そして、4 つの柱となる項目に沿って課題と方針を整理した上で、文化財の保存・活用に関する措置を示している。

添田町の歴史文化の特性

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ①英彦山を頂とする厳しくも豊かな自然環境 | ⑤英彦山権現講をはじめとする多様化する英彦山詣で |
| ②英彦山から流れる河川沿いに広がる黎明期の人々の営み | ⑥里山にひろがる農耕と奉納芸能 |
| ③英彦山修験道の伝統行事 | ⑦英彦山参詣道「日田道」と添田本町のまつり |
| ④英彦山山麓に伝承された盆踊り | |



添田町の将来像

- ・英彦山とつながる歴史文化と人の営みを通じた、交流と活力のあふれるまち

将来像の実現に向けた基本的な 4 つの柱

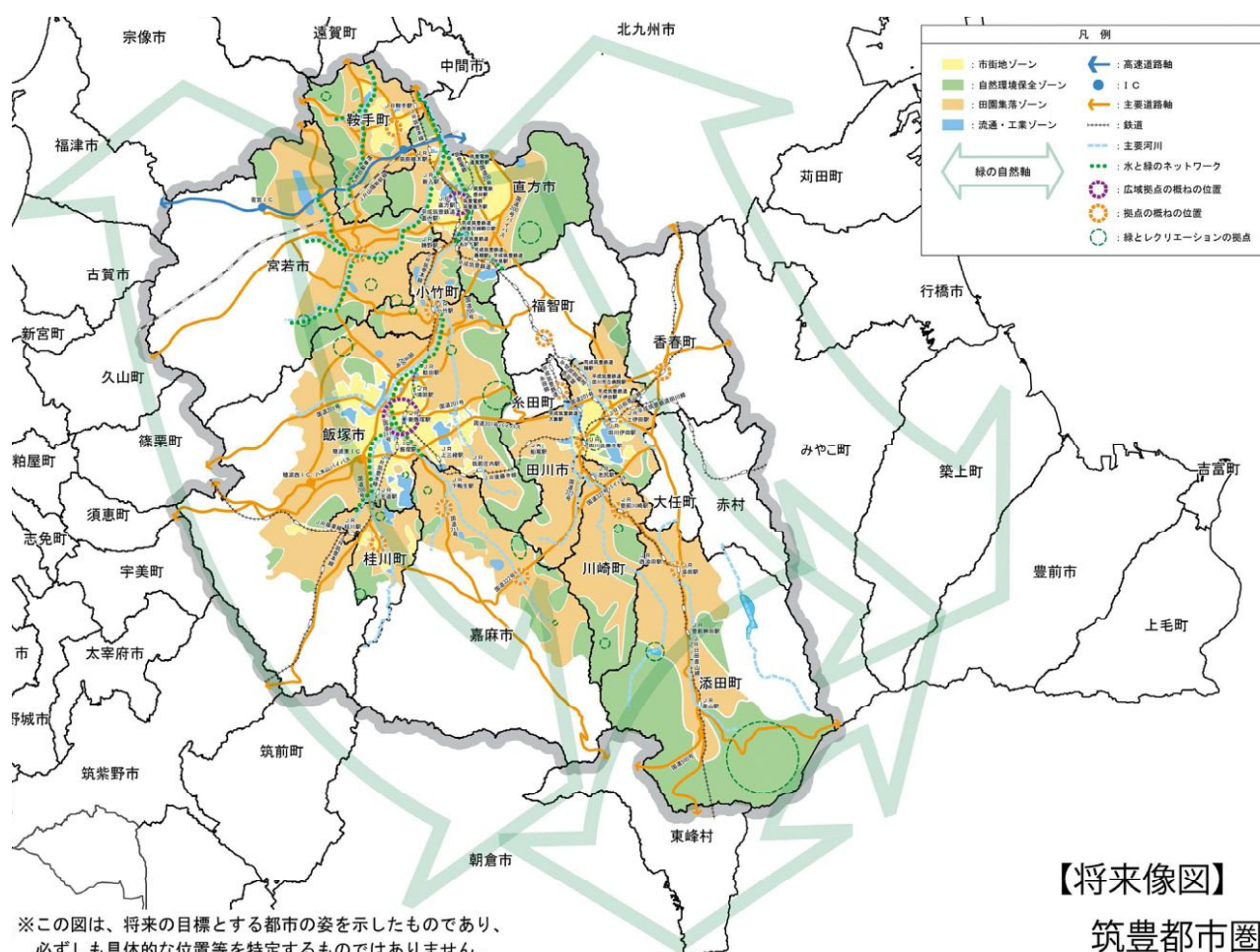
- （１）文化財の調査：文化財を把握し、文化財の保存・活用を進めるための基礎的な情報を整理する
- （２）文化財の保存：町の歴史文化を未来に伝え、文化財を活用するために文化財を保存する
- （３）文化財の活用：文化財の価値を伝え、地域に交流と活力を生み出すために文化財を活用する
- （４）文化財の保存・活用の体制：地域内外の文化財に係る関係者と連携し交流の輪を広げ、文化財の保存・活用のための体制を構築する

図 添田町文化財保存活用地域計画での歴史文化の特徴、将来像、基本的な 4 つの柱

(4) 筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

本方針は、広域的な視点から筑豊都市圏域の都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針を示すものとして、令和3年(2021)4月に策定された。「県土の中央部に位置する優位性を生かした新産業の展開と流域文化圏の形成をめざす筑豊都市圏」を都市づくりの目標とし、令和17年(2035)を計画の目標年次としている。

本方針における本町の将来像は、JR添田駅周辺を「拠点」、JR日田彦山線を「公共交通軸」として公共交通が使いやすい場所での都市機能の集積を図ることが位置づけられている他、河川沿いや山間部の集落を身近な田園景観として親しめるよう「田園集落ゾーン」として位置づけられている。また、田園集落ゾーンを取り囲む「自然環境保全ゾーン」や南部の「緑の自然軸」は、身近に自然と親しめる空間の形成を図ることが位置づけられており、陣屋ダム周辺や観光施設等が集積している英彦山周辺は、「緑とレクリエーションの拠点」に位置づけられている。



※この図は、将来の目標とする都市の姿を示したものであり、必ずしも具体的な位置等を特定するものではありません。

図 筑豊都市圏の将来像図

（５）添田町農業振興地域整備計画

平成９年度（１９９７）に策定された添田町農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施することを目的としている。

本計画においては、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、農業近代化施設の整備計画、農村生活環境施設の整備計画等の視点から方針が示されている。

また、地域特産品のブランド化を目指した産地形成の促進が示されている。

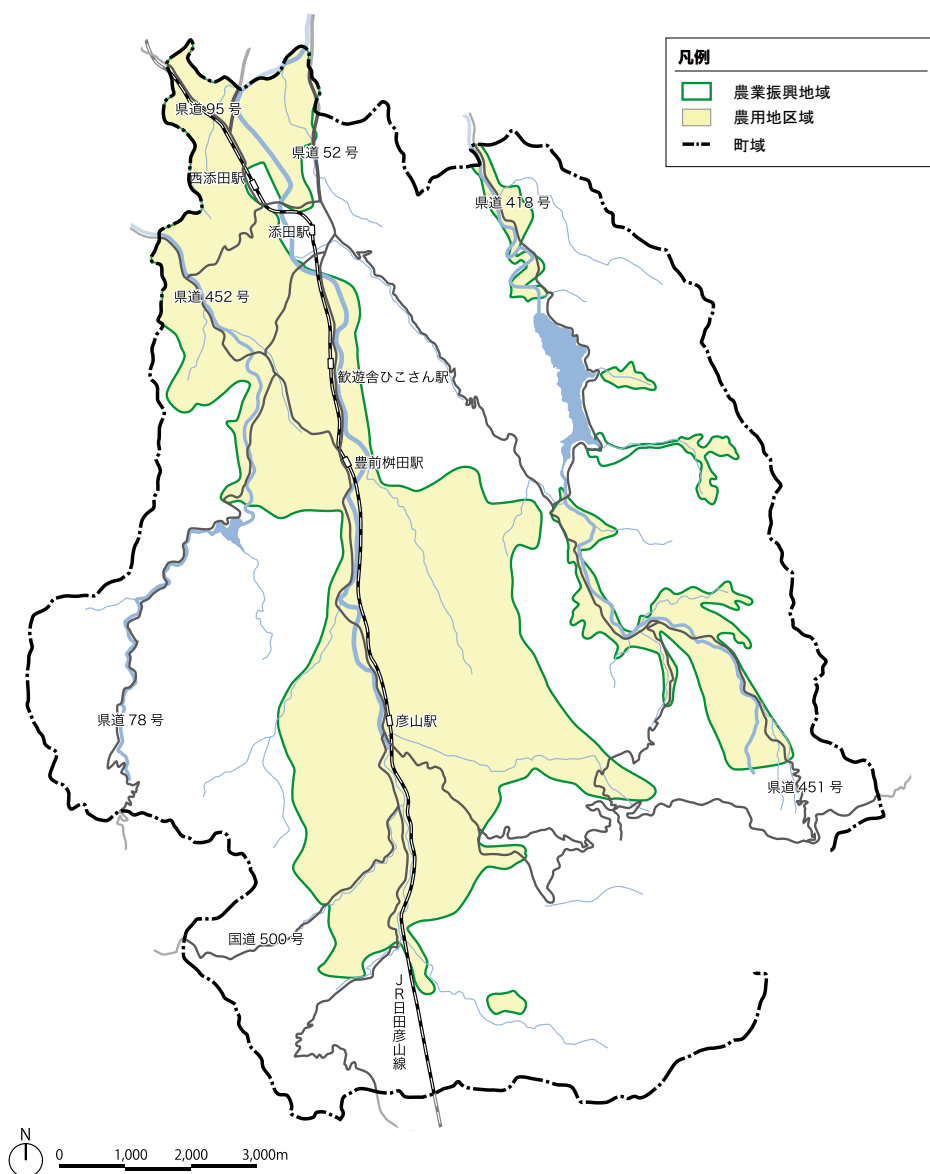


図 農業振興地域と農用地区域

3. 歴史的風致の維持向上方針

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町のシンボルである霊峰「英彦山」とそれにまつわる歴史的風致が主であり、本計画では、これらの歴史的風致を維持向上させることで「英彦山」と「英彦山の麓の平野部」の再興を図り、それにより本町の活性化を目指す。

本計画では、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的建造物の保存・活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図る。また、これらの取組みと併せて歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持向上を図る。

(1) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する方針

歴史と伝統を反映した人々の活動は、明らかにされていない活動の把握を進めるとともに、活動の担い手の育成や支援に取り組むことにより活動の継承を図る。

本町には地域住民が行なう祭礼や民俗芸能等の歴史と伝統ある活動が数多くあるものの、明らかにされていない活動も多いことから、この掘り起こしをするための実態把握に努め、特に優れた活動は添田町文化財保護条例に基づき町指定文化財とする。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による影響も踏まえた祭礼や民俗芸能等の維持促進をさせるため、講演会等のイベントを開催することにより、これらの活動への積極的な参加を促し、地域の結びつきの再構築を図る。将来の担い手育成にあたっては、地域住民や保護団体への支援を実施することにより、後継者育成を図る。特に子供について、自分が住む地区や町の歴史、祭礼等にふれる機会を創出することにより、将来の担い手や伝承者の育成を図る。

これらの取組みを推進することにより、まちづくりに係る自主的な団体や、本計画の一役を担う歴史的風致維持向上支援法人*の育成を図る。

*歴史的風致維持向上支援法人とは、歴史まちづくり法に基づく法人で、歴史的風致維持向上施設の整備に対する支援や事業の実施、調査研究等を行う社団法人又は財団法人、特定非営利活動法人とされている。

（２）歴史的建造物の保存・活用に関する方針

歴史的建造物は、指定文化財については文化財保護法等に基づく保存・活用を図り、指定文化財以外の建造物については修理等への支援を実施するとともに、文化財として新たに指定すること等により歴史的建造物の保存を図る。

指定文化財の建造物は、文化財保護法や福岡県及び添田町文化財保護条例に基づき、今後とも保存・活用を図る。重要文化財である中島家住宅は、文化庁等の指導を仰ぎながら、岩石山を借景する庭園の整備を行い、積極的な活用を図る。

指定文化財以外の建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物*に指定するとともに、添田町文化財保護条例に基づく文化財の指定を検討し、今後の保存・活用を図る。

損傷が進行しているこれらの建造物は、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用を検討する。

*歴史的風致形成建造物とは、歴史まちづくり法に基づく建造物で、歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保存を図る必要があると認められるものとされている。

（３）歴史的建造物を取り巻く環境に関する方針

歴史的建造物を取り巻く環境は、新たな法制度の活用や、事業の実施により環境の保全を図る。

スロープカー花駅は、修景整備を講じることで趣のある参道沿いの良好な景観形成を推進する。

また、英彦山神宮門前町における近代的な造成や、添田本町における伝統様式でない住宅等の歴史的風致を阻害している環境は、歴史的風致を尊重した整備を誘導するため、令和6年3月より施行した添田町景観計画、添田町景観条例の運用により、良好な景観形成を図る。

歴史的建造物やその周辺環境では、草刈り等の軽微な作業は、住民が主体となって行えるよう活動支援を行う。

（４）歴史的風致の認識に関する方針

歴史的風致の認識を高めるための取組みは、情報発信のための媒体を作成するとともに、歴史的建造物や交通結節点等での情報発信、歴史文化遺産の保存・活用に係るまちづくり団体との連携による情報発信を行うことで、町内外の人々の歴史的風致の認識を向上させる。

歴史的風致の認識を高めるためには、歴史的風致の情報を発信するための説明板や誘導サイン等の設置等を行うとともに、効果的に情報を発信するため、添田駅やスロープカー花駅等の人が集まる場所において情報発信を行う。

英彦山門前町においては、観光や地域住民と来訪者等の交流を促すため、来訪者のニーズに応じたスロープカー花駅における情報発信機能の向上に向けた施設整備を行う。

また、歴史的風致の認識を町内外の方を問わず積極的に高めるため、添田町観光ガイドの会等の各種団体と協働により公開イベントの開催等を行う。

表 歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の一覧

名称	主な活動エリア
郷山友の会	町全体
アカザを守る会	県内
林業クラブ	町全体
添田いきいき活動推進実行委員会	町全体
NPO 法人「アートもん」	町全体
添田町観光ガイドの会	町全体
上落合一区村おこし実行委員会	落合
上落合須佐神社神楽保存会	落合
下落合獅子楽保存会	落合
庄上を愛する会	庄
上添田財団区奏楽保存会	添田
添田東を美しくする会	添田
添田町 de キャンドルナイト実行委員会	添田
重文・中島家住宅推進協議会	添田
上中元寺青壮年クラブ	中元寺
中元寺っ子まつり実行委員会	中元寺
油木ダムを美しくする会	津野
上津野村づくり推進協議会	津野
津野神楽保存会	津野
野田獅子楽保存会	野田
英彦山こてんぐ塾	英彦山
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山
彦山踊り保存会	英彦山
英彦山門前町同好会	英彦山

4. 計画の実施方法及び実施体制

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定時同様に商工観光振興課歴史文化財係が事務局を担い、歴史まちづくり法第11条に基づく添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。

計画の推進や事業の実施に際しては、国や福岡県の指導を仰ぎながら、庁内の関係各課との連絡調整を行いつつ、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議の上、一体となって事業を推進する。

また、必要に応じて添田町文化財専門委員会に事業内容や計画の進捗状況等の報告を行い、意見を求めることとする。

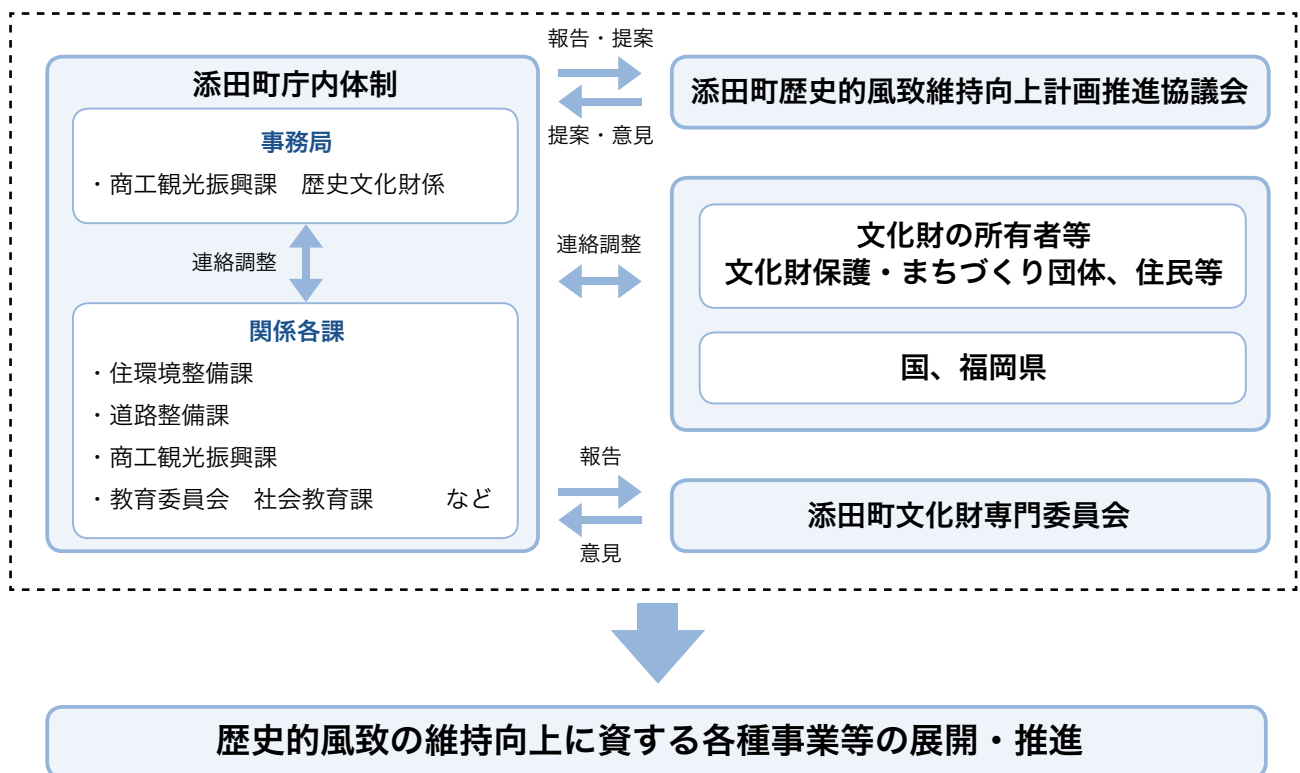


図 歴史的風致維持向上のための推進体制